

自主点検表（地域密着型介護老人福祉施設・従来型） 城陽市（令和6年度） 目次

第1 基本方針等	1
1 基本方針	1
2 一般原則	1
人権の擁護及び虐待の防止	1
3 暴力団員の排除	1
第2 人員に関する基準	2
1 従業者の員数等	2
2 医師	3
3 生活相談員	3
4 介護職員又は看護職員	4
5 栄養士または管理栄養士	4
6 機能訓練指導員	4
7 介護支援専門員	5
第3 設備に関する基準	6
1 居室	6
2 静養室	6
3 浴室	6
4 洗面設備	6
5 便所等	6
6 医務室	6
7 食堂及び機能訓練室	6
8 廊下	6
9 消火設備等	7
10 その他	7
第4 運営に関する基準	8
1 内容及び手続の説明及び同意	8
2 提供拒否の禁止	8
3 サービス提供困難時の対応	8
4 受給資格等の確認	8
5 要介護認定の申請に係る援助	8
6 入退所	8
7 サービスの提供の記録	9
8 利用料等の受領	9
9 保険給付の請求のための証明書の交付	11
10 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	11
11 地域密着型施設サービス計画の作成	13
12 介護	15
13 食事	17
14 相談及び援助	17
15 社会生活上の便宜の供与等	18

16	機能訓練	18
17	栄養管理	18
18	口腔衛生の管理	19
19	健康管理	19
20	入所者の入院期間中の取扱い	20
21	利用者に関する市への通知	20
22	緊急時等の対応	20
23	管理者による管理	21
24	管理者の責務	21
25	計画担当介護支援専門員の職務	21
26	運営規程	22
27	勤務体制の確保等	23
28	業務継続計画の策定等	24
29	定員の遵守	25
30	非常災害対策	25
31	衛生管理等	25
32	協力医療機関等	27
33	掲示	29
34	秘密保持等	29
35	広告	30
36	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	30
37	苦情処理	30
38	地域との連携等	31
39	事故発生の防止及び発生時の対応	32
40	虐待の防止	34
41	会計の区分	35
42	安全・質の確保・負担軽減委員会の設置	35
43	記録の整備	36
44	電磁的記録	36
第5 介護給付費の算定及び取扱い		38
1	基本的事項	38
2	通則	38
(1)	入所日数の考え方	38
(2)	定員超過に係る減算	38
(3)	常勤換算方法による職員数の算定	39
(4)	人員基準欠如に係る減算	39
(5)	夜勤体制による減算	39
(6)	新設、増床又は減床の場合の入所者の数	40
(7)	「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法	40
3	算定基準	41
4	夜勤基準を満たさない場合	41
5	入所定員を超えた場合	41

6 従業者の員数が基準を満たさない場合	42
7 身体拘束廃止未実施減算	42
8 安全管理体制未実施減算	42
9 高齢者虐待防止未実施減算	43
10 業務継続計画未策定減算	44
11 栄養管理に係る減算	45
12 日常生活継続支援加算	45
13 看護体制加算	50
14 夜間職員配置加算	51
15 準ユニットケア加算	53
16 生活機能連携向上加算	54
17 個別機能訓練加算	57
18 ADL維持等加算	59
19 若年性認知症入所者受入加算	62
20 専従の常勤の医師を配置している場合	62
21 精神科医による療養指導が行われている場合	62
22 障害者生活支援体制加算	63
23 入院・外泊の取扱い	64
24 外泊時在宅サービス利用の費用の取扱い	65
25 初期加算	66
26 退所時栄養情報連携加算	67
27 再入院時栄養連携加算	67
28 退所時等相談援助加算	68
29 協力医療機関連携加算	71
30 栄養マネジメント強化加算	72
31 経口移行加算	74
32 経口維持加算	76
33 口腔衛生管理体制加算	78
34 療養食加算	80
35 特別通院送迎加算	81
36 配置医師緊急時対応加算	82
37 看取り介護加算	83
38 在宅復帰支援機能加算	87
39 在宅・入所相互利用加算	88
40 小規模拠点集合型施設加算	89
41 認知症専門ケア加算	89
42 認知症チームケア推進加算	92
43 認知症行動・心理症状緊急対応加算	95
44 褥瘡マネジメント加算	96
45 排せつ支援加算	100
46 自立支援促進加算	104
47 科学的介護推進体制加算	109

48	安全対策体制加算	113
49	高齢者施設等感染対策等向上加算	113
50	新興感染症等施設療養費	116
51	生産性向上推進体制加算	116
52	サービス提供体制強化加算	117
53	介護職員処遇改善加算【令和6年5月31日まで】	119
54	介護職員等特定処遇改善加算【令和6年5月31日まで】	120
55	介護職員等ベースアップ等支援加算【令和6年5月31日まで】	121
56	介護職員等処遇改善加算【令和6年6月1日以降】	122
■	根拠法令・通知等の略称の記載について	124